

3. 様々な形態の取引に関する取組み (SNS個人間融資・ファクタリング)

参考資料

令和2年12月23日

金融庁

貸す側も、借りる側も

資料1-2 ①

2019年8月19日公表

個人間融資に 要注意！



SNS等で勧誘し、お金の貸し借りを行う

「**個人間融資**」は、たとえ個人が行う場合であっても、**貸金業法の規定に抵触**する場合があります。

貸金業法の規定

- 個人であっても反復継続する意思をもって金銭の貸付けを行うことは、貸金業法上の「**貸金業**」に該当します。
 - ※ 貸金業を営む場合は、国又は都道府県の登録を受ける必要があります。
 - 不特定多数が閲覧可能なSNS等で「お金貸します」、「融資します」などと書き込んで、契約の締結を勧めることは、貸金業法で規制されている「**貸金業を営む目的をもって、貸付けの契約の締結について勧誘をすること**」に該当するおそれがあります。
- ⇒ これらの貸金業の無登録営業、無登録業者の勧誘は、**罰則の対象**です。

（貸金業の無登録営業：10年以下の懲役若しくは3,000万円以下の罰金
無登録業者による勧誘：2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金）



個人間融資を利用しようと思っている方へ

- ・ 個人を装ったヤミ金融業者により**違法な高金利**での貸付けが行われる
- ・ 個人情報が悪用されるなどして、**犯罪被害やトラブル**に巻き込まれるなどの危険性があります。

ヤミ金融業者による個人間融資は利用しないようにしましょう

犯罪手口の情報や被害に関する相談窓口

金融庁

金融サービス利用者相談室

受付時間：平日10:00～17:00

■0570-016811

03-5251-6811 (IP電話からの場合)

消費生活センター等の消費生活相談窓口

■188(消費者ホットライン)

日本貸金業協会

貸金業相談・紛争解決センター

■0570-051051

03-5739-3861 (IP電話からの場合)

警察

■#9110 (各都道府県警察相談ダイヤル)

ホーム

金融庁について

お知らせ・広報

政策・審議会等

法令・指針等

アクセスFSA
(金融庁広報誌)

金融機関情報

国際関係

[ホーム](#) > [利用者の方へ](#) > [消費者金融等について](#)

ファクタリングに関する注意喚起

<知りたい情報をクリックしてください>

[ファクタリングについて](#)
[給与ファクタリング](#)
[事業者向けファクタリング](#)
[貸金業者検索](#)
[相談窓口](#)

ポイント

- ▶ ファクタリングとは、債権を期日前に一定の手数料を徴収して買い取るサービス。
- ▶ 個人が勤務先に対して有する給与（貸金債権）を対象とした「給与ファクタリング」を業として行うことは、貸金業に該当（貸金業登録が必要）。貸金業登録を受けていないヤミ金融業者を利用すると、様々な被害や生活破綻につながるおそれ。
- ▶ 事業者が保有している売掛債権等を対象とする「事業者向けファクタリング」においては、ファクタリングを装って貸付けを行うヤミ金融業者が存在。また、ファクタリングであっても、経済的に貸付けと同様の機能を有していると思われるようなものについては、貸金業に該当するおそれ。
- ▶ 高額な手数料のファクタリングを利用すると、かえって資金繰りが悪化する可能性。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症に便乗して、ヤミ金融業者による違法な貸付け等が行われる懸念もあるため、十分注意が必要。

ファクタリングについて

一般に「ファクタリング」とは、事業者が保有している売掛債権等を期日前に一定の手数料を徴収して買い取るサービス（事業者の資金調達の手段）であり、法的には債権の売買（債権譲渡）契約です。

また、最近では、このスキームを個人に当てはめ、個人が勤務先に対して有する給与（貸金債権）を、給与の支払日前に一定の手数料を徴収して買い取り、給与が支払われた後に、個人を通じて資金の回収を行う「給与ファクタリング」という手法も現れています。

下記のとおり、「給与ファクタリング」を業として行うことは、貸金業に該当します（貸金業を営む者は、財務局長又は都道府県知事の登録を受ける必要があります。登録を受けずに貸金業を営む者はヤミ金融業者です。）。

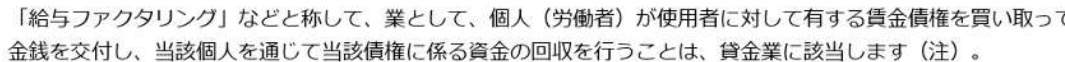
また、「事業者向けファクタリング」についても、経済的に貸付けと同様の機能を有していると思われるようなものは貸金業に該当するおそれがあります。

新型コロナウイルス感染症に便乗して、ヤミ金融業者による違法な貸付け等が行われる懸念もありますので、ヤミ金融業者を利用することのないよう十分注意してください。

[▶ 各種窓口のご案内](#)
[▶ 金融行政モニター](#)
[▶ 入札公告等](#)
[▶ 申請・届出・照会](#)
[▶ パブリックコメント](#)
[▶ 情報公開等](#)
[▶ 利用者の方へ](#)
[▶ 採用情報](#)
[▶ 関連リンク](#)
[📶 新着情報配信サービス](#)
[📶 調達情報配信サービス](#)
[▶ 金融庁ソーシャルメディア
アカウント](#)

DOWNLOAD
ADOBE® READER®

PDFファイルをご覧いただくためにはAdobe Reader日本語版が必要です。
 お持ちでない方は、上のDownload Adobe Readerボタンをクリックし、手順に従い最新のソフトをダウンロードしてご覧ください（新しいウィンドウで開きます）。



また、高額な手数料を支払ってしまうと、本来受け取る賃金よりも少ない金額の金銭しか受け取れなくなるため、経済的生活がかえって悪化し、生活が破綻するおそれがあります。

なお、給与ファクタリングに限らず、経済的に貸付けと同様の機能を有していると思われるようなファクタリングについては、貸金業に該当するおそれがありますので、ご留意願います（下記「[事業者向けファクタリングに関する注意喚起](#)」を参照）。

労働者が賃金債権を譲渡した場合でも、労働基準法の規定により、使用者は直接労働者に対し賃金を支払わなければならない、賃金債権の譲受人は、自ら使用者（労働者の勤務先等）に対してその支払を求めることは許されないと解されているため、給与ファクタリングにおいては、賃金債権の譲受人は、常に労働者に対してその支払を求めることになります。

貸金業法の解釈の詳細な内容については、以下の「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」に掲載している文書をご参照願います。

ヤミ金融業者に要注意



中小企業の経営者などを狙い、貸金業登録を受けていない者が、ファクタリングを装って、業として、貸付け（債権担保貸付け）を行っている事案が確認されています。

- ファクタリングとして勧誘を受けたが、契約書に「債権譲渡契約（売買契約）」であることが定められていない
 - ファクタリング業者から受け取る金銭（債権の買取代金）が、債権額に比べて著しく低額である
- などのケースは、ファクタリングを装った貸付けの疑いがありますので、十分注意してください。

また、ファクタリングであっても、経済的に貸付けと同様の機能を有していると思われるようなものについては、貸金業に該当するおそれがあります。

例えば、譲渡した債権の回収（集金）がファクタリング業者から売主に委託されており、売主が集金できなかった場合に、

- 売主が債権を買い戻すこととされている
- 売主自身の資金によりファクタリング業者に支払をしなければならないこととされている

などといったようなものについては、貸金業に該当するおそれがあります（貸金業の該当性については、契約書の文言だけでなく、経済的側面や実態に照らして判断されるものです。）。

少しでも不審に思ったら、下記の相談窓口へ情報提供・相談をお願いいたします。

（参考）

裁判例においても、

- ファクタリング業者が債権回収のリスクをほとんど負っていない
- 債権の額面と無関係に金員の授受がなされていた
- 売主は、買戻しを行わざるを得ない立場にあった
- 債権が回収不能となった場合には代金を減額されるなど、債権の回収リスクが売主の信用リスクと同じとなっている

といった事情等を考慮して、金銭の授受が金銭消費貸借契約に準じるものと判断されたものがあります（大阪地方裁判所平成29年3月3日判決）。

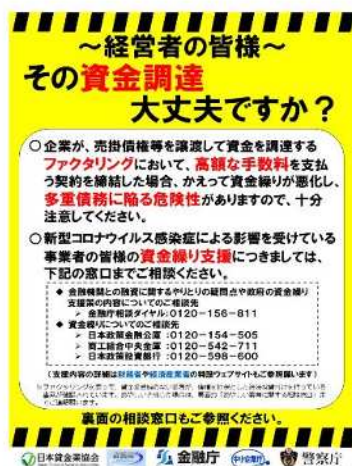
業として、金銭消費貸借を行う場合には、貸金業登録を受ける必要があります。

悪質な取立ての被害については相談を！

悪質な業者から、業務の平穩を害するような取立てが行われるおそれがあります。

最高裁判所の判例では、権利の実行について、権利の範囲又は社会通念上一般に、忍容すべきものと認められる程度を逸脱するときは違法となり、恐喝罪又は脅迫罪が成立することがあるとされています（参考：最高裁判所昭和27年5月20日判決）。

悪質な取立ての被害に遭った場合には、警察に相談をお願いいたします。



ファクタリングにおいて、高額な手数料を支払うと、かえって資金繰りが悪化し、多重債務に陥る危険性がありますので、十分注意してください。

事業者の皆様の資金繰り支援や相談窓口のご案内につきましては、[金融庁ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症関連情報」](#)をご参照願います。

貸金業者検索

貸金業登録の有無は、金融庁ウェブサイト「[登録貸金業者情報検索サービス](#)」から検索することができます。

相談窓口

- 金融庁 金融サービス利用者相談室（平日10時00分～17時00分）
電話：0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）
FAX：03-3506-6699
[インターネットによる情報の受付は、こちら](#) 
- 多重債務相談窓口連絡先
<https://www.fsa.go.jp/soudan/index.html>
- 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
電話：0570-051051（IP電話からは03-5739-3861）
- 警察
電話：#9110（各都道府県警察相談ダイヤル）
- 消費生活センター等の消費生活相談窓口
電話：188（消費者ホットライン）

給与の買取りをうたった 違法なヤミ金融に ご注意ください！

資料1-2 ③

2020年4月9日公表

ありません

ブラック
OK

即日
入金



「給与ファクタリング」などと称して、個人の貸金債権を
買い取って金銭を交付し、個人を通じて資金を回収する業務は、
貸金業に該当します※。

貸金業登録を受けずにこうした業務を営む者は、**違法な
ヤミ金融業者**です。

＜貸金業登録の有無は、[金融庁WEBサイト\(登録貸金業者情報検索サービス\)](#)から検索できます。＞

～ 「給与ファクタリング」に関する被害事例 ～

- 年利換算で数百%にもなる利息の支払
- 家族や勤務先へのしつこい電話や大声での恫喝
- 高額な遅延損害金の請求

**あなたの生活が破綻するおそれがあります！
ヤミ金融業者を絶対に利用しないでください**

※貸金業該当性に係る考え方の概要

労働者が貸金債権を譲渡した場合でも、労働基準法の規定により、使用者は直接労働者に対し賃金を支払わなければならない、貸金債権の譲受人は、自ら使用者（労働者の勤務先等）に対してその支払を求めることは許されないと解されているため、上記の業務においては、貸金債権の譲受人は、常に労働者に対してその支払を求めることになります。

そのため、上記の業務は、譲受人から労働者への金銭の交付だけでなく、譲受人による労働者からの資金の回収を含めた資金移転のシステムが構築されているということができ、経済的に貸付けと同様の機能を有しているため、貸金業に該当すると考えられます。（詳細は金融庁WEBサイト「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」に係る「[照会](#)」及び「[回答](#)」をご参照願います。）

悪質な業者の被害や債務に関する相談窓口

金融庁 金融サービス利用者相談室

(受付時間: 平日10:00～17:00)

■0570-016811

03-5251-6811 (IP電話からの場合)

多重債務相談窓口連絡先

財務局、都道府県等の相談機関
の連絡先は二次元バーコードの
[リンク先](#)から確認できます。



日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

■0570-051051

03-5739-3861 (IP電話からの場合)

警察

■[#9110](#) (各都道府県警察相談ダイヤル)

消費生活センター等の消費生活相談窓口

■[188](#) (消費者ホットライン)



資料1-2 ④

2020年3月6日公表

金融庁における法令解釈に係る照会

令和2年2月28日

金融庁監督局総務課金融会社室長 殿

照会者

金融庁における「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」に基づき、以下のとおり照会します。

なお、照会及び回答の内容が公表されることに同意します。

記

1 照会の対象となる法令及び具体的な論点

(1) 法令の条項

貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項

(2) 論点

業として、個人（労働者）が使用者に対して有する貸金債権を買い取って金銭を交付し、当該個人を通じて当該債権に係る資金の回収を行うこと（以下「本件業務」という。）は、貸金業法第2条第1項に定める「貸金業」に該当するかどうか。

2 照会に関する照会者の見解及び根拠

(1) 貸金業法の規定

貸金業法第2条第1項の「金銭の貸付け」とは、金銭の交付及び返還の約束があるものと考えられている（注1）。また、同項の「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付」とは、手形割引や売渡担保など、金銭消費貸借とその法的性質は異なるものの、経済的に貸付けと同様の機能を有するものをいうと考えられている（注2）

（注1）第198回通常国会参議院予算委員会（H31.3.25）における金融庁監督局長答弁要旨。

（注2）上柳敏郎・大森泰人編著「逐条解説 貸金業法」52頁（商事法務 2008年）

(2) 貸金債権の譲渡について

貸金債権については、労働基準法第24条第1項において「通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」とされているところ、最高裁判所昭和43年3月12日判決によると、労働者が貸金債権を他に譲渡した場合においても、使用者は直接当該労働者に支払わなければならない、譲受人は自ら使用者に対してその支払いを求めることは許されないと考えられている。

(3) 見解

本件業務において、貸金債権の譲受人は、当該債権の回収に当たって、上記2(2)のとおり労働基準法第24条第1項の規定により、直接使用者に支払い請求することはできず、常に労働者に対して支払いを請求することとなる。

よって、本件業務は、金銭消費貸借そのものではないものの、実体として譲受人から労働者への金銭の交付及び労働者から譲受人への金銭の返還が常に予定されているものであり、また、その他の回収方法の余地がないという点で、経済的に貸付けと同様の機能を有しているものと考えられることから、貸金業法第2条第1項の「貸金業」に該当するものとする。

以 上

金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続（回答書）

令和2年3月5日

（照会者名） 殿

金融庁監督局総務課金融会社室長

令和2年2月28日付をもって当庁に照会のあった、一般的な法令解釈に係る書面照会について、下記のとおり回答します。

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではありません。なお、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。

また、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

個人（労働者）が使用者に対して有する賃金債権について、労働者が賃金の支払を受ける前にそれを他に譲渡した場合においても、その支払については労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項が適用され、使用者は直接労働者に対し賃金を支払わなければならない、したがって、その賃金債権の譲受人は自ら使用者に対してその支払を求めることは許されないとの同法の解釈を前提とすると、照会に係るスキーム（個人（労働者）が使用者に対して有する賃金債権を買い取って金銭を交付し、当該個人を通じて当該債権に係る資金の回収を行うこと。）においては、いかなる場合であっても賃金債権の譲受人が自ら使用者に対してその支払を求めることはできず、賃金債権の譲受人は、常に労働者に対してその支払を求めることとなると考えられる。

そのため、照会に係るスキームにおいては、賃金債権の譲受人から労働者への金銭の交付だけでなく、賃金債権の譲受人による労働者からの資金の回収を含めた資金移転のシステムが構築されているということができ、当該スキームは、経済的に貸付け（金銭の交付と返還の約束が行われているもの。）と同様の機能を有しているものと考えられることから、貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法」に該当すると考えられる。

したがって、照会に係るスキームを業として行うものは、同項の「貸金業」に該当すると考えられる。

～経営者の皆様～

その資金調達 大丈夫ですか？

中小企業の経営者を狙い、売掛債権等を譲渡して資金を調達する「**ファクタリング**」を装って、貸金業登録のない業者が、債権を担保とした違法な貸付けを行っている事案が確認されています。



被害が疑われる事例



- 債権の買取代金が、債権額に比べて著しく低額であったり、高額な手数料が差し引かれる
- 契約書に「売買契約」であることが定められていない
- 譲渡した債権の回収(集金)が売主(あなた)に委託されており、回収することができなかった場合に、売主による債権の買戻しや買主(買取業者)による償還請求が行われることになっている

あやしいと感じたら、裏面の相談窓口にご相談ください。

ご連絡・お問い合わせ先

あやしい業者に関する相談窓口

金融庁

金融サービス利用者相談室

受付時間: 平日10:00~17:00

■0570-016811

03-5251-6811 (IP電話からの場合)

各財務局の貸金業者に関するお問い合わせ先

北海道財務局 金融監督第3課

■011-709-2311(代)

関東財務局 金融監督第5課

■048-600-1151

北陸財務局 金融監督第2課

■076-292-7854

中国財務局 金融監督第3課

■082-221-9221(代)

福岡財務支局 金融監督第3課

■092-411-5088

沖縄総合事務局 金融監督課

■098-866-0095

東北財務局 金融監督第3課

■022-263-1111(代)

東海財務局 金融監督第4課

■052-951-2995

近畿財務局 金融監督第4課

■06-6949-6520

四国財務局 金融監督第2課

■087-811-7780(代)

九州財務局 金融監督第3課

■096-206-9763

警察

■#9110

(各都道府県警察相談ダイヤル)

日本貸金業協会

貸金業相談・紛争解決センター

■0570-051051

03-5739-3861 (IP電話からの場合)

資金繰りに関する相談先

北海道経済産業局 中小企業課

■011-709-1783

関東経済産業局 中小企業課／中小企業金融課

■048-600-0323／048-600-0425

中部経済産業局 中小企業課

■052-951-2748

中国経済産業局 中小企業課

■082-224-5661

九州経済産業局 中小企業課

■092-482-5447

東北経済産業局 中小企業課

■022-221-4922

近畿経済産業局 中小企業課

■06-6966-6023

四国経済産業局 中小企業課

■087-811-8529

沖縄総合事務局 中小企業課

■098-866-1755

～経営者の皆様～

その資金調達 大丈夫ですか？

- 企業が、売掛債権等を譲渡して資金を調達する
ファクタリングにおいて、**高額な手数料**を支払う契約を締結した場合、かえって資金繰りが悪化し、**多重債務に陥る危険性**がありますので、十分注意してください。
- 新型コロナウイルス感染症による影響を受けている事業者の皆様の**資金繰り支援**につきましては、下記の窓口までご相談ください。

◆ 金融機関との融資に関するやりとりの疑問点や政府の資金繰り支援策の内容についてのご相談先

➢ 金融庁相談ダイヤル:0120-156-811

◆ 資金繰りについてのご相談先

➢ 日本政策金融公庫 :0120-154-505

➢ 商工組合中央金庫 :0120-542-711

➢ 日本政策投資銀行 :0120-598-600

(支援内容の詳細は[財務省](#)や[経済産業省](#)の特設ウェブサイトもご参照願います)

※ファクタリングを装って、貸金業登録のない業者が、債権を担保とした違法な貸付けを行っている事案が確認されています。あやしいと感じた場合は、裏面の「あやしい業者に関する相談窓口」までご連絡願います。

裏面の相談窓口もご参照ください。

ご連絡・お問い合わせ先

財務局の相談窓口

■北海道財務局 011-729-0177
■東北財務局 0120-917-993
■関東財務局 048-615-1779
■北陸財務局 076-208-6711
■東海財務局 052-687-1887
■近畿財務局 06-6949-6530

■中国財務局 0120-99-0028
■四国財務局 087-811-7803
■九州財務局 096-353-6352
■福岡財務支局 092-433-8066
■沖縄総合事務局 098-866-0095

中小企業庁の相談窓口

中小企業 金融・給付金窓口(受付時間:平日・休日9:00~17:00)

■0570-783183

銀行協会等の中小企業向け融資に関する相談窓口

■全国銀行協会 050-3385-6091 (受付時間:平日9:00~12:00、13:00~17:00)
■全国信用金庫協会 03-3517-5825 (受付時間:平日9:00~17:00)
■全国信用組合中央協会 03-3567-2456 (受付時間:平日9:00~17:00)

あやしい業者に関する相談窓口

金融庁

金融サービス利用者相談室

受付時間:平日10:00~17:00

■0570-016811

03-5251-6811 (IP電話からの場合)

警察

■#9110

(各都道府県警察相談ダイヤル)

日本貸金業協会

貸金業相談・紛争解決センター

■0570-051051

03-5739-3861 (IP電話からの場合)